

定 款

クオリプス株式会社

2026年8月1日改定

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、クオリプス株式会社と称し、英文では、**Cuorips Inc.**と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 再生医療等製品、特定細胞加工物の研究、開発、製造、販売及び輸出入
- (2) 再生医療等製品、特定細胞加工物に係る受託開発製造サービス
- (3) 医薬品及び診断薬の研究、開発、製造、販売及び輸出入
- (4) 再生医療等製品、特定細胞加工物、医薬品、診断薬等の輸送に関わる機器・包材の研究、開発、製造、販売及び輸出入
- (5) 再生医療等製品、特定細胞加工物、医薬品、診断薬等の研究開発、製造、事業に関わるコンサルタント業務
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役中より取締役社長1名を選定し、その他役付取締役を若干名選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び限定)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名して当会社に保存する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び限定)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名して当会社に保存する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等及び限定)

第43条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第45条 当会社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第46条 期末配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当財産には利息をつけない。

2017年	3月21日	制定
2017年	3月31日	改定
2017年	6月23日	改定
2017年	8月28日	改定
2018年	3月 7日	改定
2018年	6月19日	改定
2020年	6月19日	改定
2020年12月	4日	改定
2020年	6月25日	改定
2021年	6月15日	改定
2021年	9月 1日	改定
2022年	6月15日	改定
2023年	3月29日	改定
2026年	6月25日	改定
2026年	8月 1日	改定